

電動リフト ネジX

取扱説明書



XS060610, XS060612, XS060615, XS060618, XS060810, XS060812,
XS060815, XS060818, XS061010, XS061012, XS061015, XS061018,
XS061212, XS061215, XS061218, XS120810, XS120812, XS120815,
XS120818, XS121010, XS121012, XS121015, XS121018, XS121212,
XS121215, XS121218, XS201012, XS201015, XS201018, XS201212,
XS201215, XS201218

まえがき

この度はビシャモンのネジメをお買い上げいただき有難うございます。ご使用になる前に必ずこの取扱説明書を熟読いただき、十分にご納得になった上でご使用ください。

改良のためこの取扱説明書の内容とお買い上げいただいた製品の仕様とが異なる場合があります。製品や取扱説明書についてご質問のある場合は、お買い上げいただいた販売会社まで遠慮なくお問い合わせください。

なお、この取扱説明書は大切に保管していただき、万一紛失された場合は速やかに販売会社にご請求ください。また、製品に貼り付けてある警告ラベルなどが剥がれた場合にも販売会社にご請求ください。

用語および記号の説明

この取扱説明書では「危険」「警告」「注意」について次のような定義と警告表示を使用しています。警告表示は安全作業のために重要な事柄です。人身事故や財物損害防止のため重要な事柄が記載されていますので、必ずよく理解してからリフトを使用してください。



危険

取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う危険性が切迫して生じることが想定される場合。



警告

取り扱いを誤った場合に使用者等が死亡、または重傷を負う可能性が想定される場合。



注意

取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う可能性が想定される場合、および物的な損害の発生が想定される場合。

目次

1	使用上の注意.....	3
2	各部の名称.....	4
3	始業点検.....	4
4	操作方法.....	5
5	保守点検.....	6
6	定期点検.....	7
7	故障と対策.....	10
8	諸元表.....	11
9	設置要領.....	12
10	廃棄.....	12
11	商品保証規定.....	13
12	アフターサービスについて.....	14

1 使用上の注意

警告

下記の注意事項を守らないと重大な人身事故につながりますので必ず守ってください。

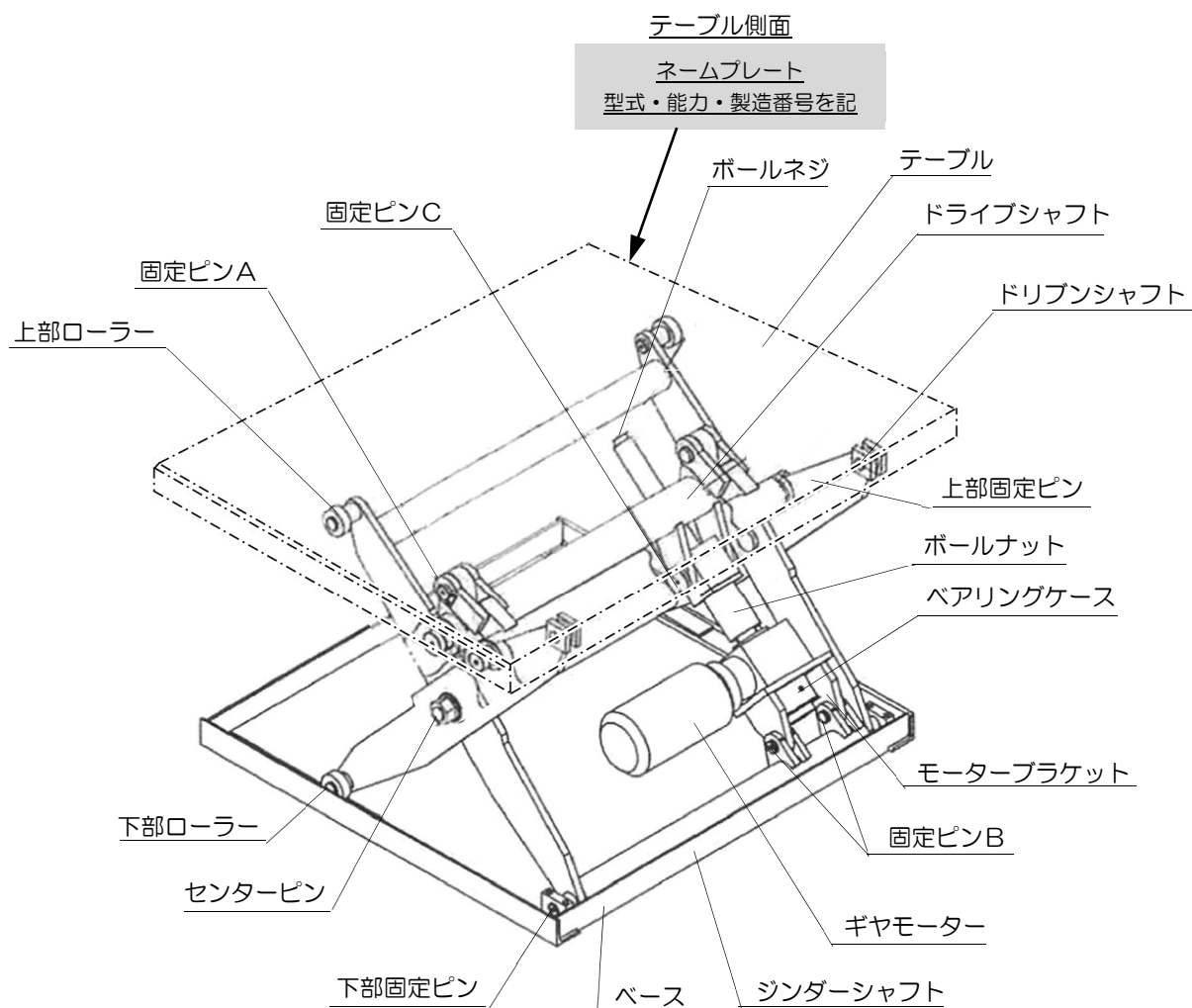
- 人を乗せないでください。
※人の落下につながります。
- テーブルに能力以上の荷重を載せないでください。
※荷崩れ事故や本機の破損につながります。
- テーブルの下に入ったり、手足を入れたりしないでください。
※挟まれて怪我をします。
※やむを得ず入る場合には荷物をテーブルより下ろし、板木をリンクに差し込むなどテーブルの落下対策を必ず実施してください。
- リンク機構や他の動く部分に手足を入れないでください。
※挟まれて怪我をします。

注意

説明書をよく読んで理解してからご使用ください。誤った操作は事故につながります。

- 本機は人以外の、かつ定格荷重以下の荷物をテーブル面の80%以上に載せて昇降させるリフトです。本来の目的以外には使用しないでください。
- 本機はタクト時間3分以上の頻度で作動する条件で設計されています。
連続運転（3分以内）の場合は積載荷重の80%でご使用ください。
- 本機の使用は、使用方法を熟知した人に限定してください。
- 常に荷物の状態に注意し、もし荷物が不安定な状態になった時には操作をやめて荷物を整えてください。荷崩れの危険があります。安定が悪い状態のものや、しっかりと積載されていない荷物には使用しないでください。
- 取扱説明書に従って点検を必ず実施してください。
- 本機を許可無く改造しないでください。（保証の対象外になります）
- テーブル面の80%以上の面に均等に荷重がかかるようにして昇降してください。
偏荷重は本機の破損や耐久性の低下につながります。
- 荷物を移載する時には一時的に偏荷重になりますので注意して行ってください。
- 修理や点検を行う時には必ずテーブルより荷物を下ろし、板木をリンクに差し込むなどテーブルの落下対策を必ず実施してください。
- 定格ストローク内で使用してください。定格ストローク以上の昇降は本機の破損につながります。
- 上昇限、下降限のリミットスイッチはさわらないでください。リフトがオーバーストロークになり本機が破損します。

2 各部の名称



3 始業点検

本機を安全にご使用いただくため、また不具合箇所を早急に発見するために大きな役割を果たします。

⚠ 警告

点検修理でテーブルの下に入る必要のある場合には必ず荷物を下ろして、板木をリンクに差し込むなどのテーブルの落下対策を実施してください。挟まれて怪我をします。

作業を始める前に、必ず下記の事項を点検してください。

1. リフト本体の外観に異常はないか。
2. リフト内部に異物が入っていないか。
3. 電気系統に異常はないか。作動は良好か。
4. リフトの摺動部に異常な磨耗はないか。
5. リフト本体・モーターからの異常音はないか。
6. 各ネジ部の緩みはないか。

4 操作方法

本機は2点押ボタン操作が標準になっています。

押ボタン操作

リフト上昇

押ボタンスイッチ上昇を押せばモーターが正転し、リフトが上昇します。

押ボタンから手を離すとリフトの上昇は止まります。

リフトが上昇限に達すると上限リミットスイッチが作動し、リフトの上昇は停止します。

リフト下降

押ボタンスイッチ下降を押せばモーターが逆転し、リフトは下降します。

押ボタンから手を離すとリフトの下降は止まります。

リフトが下降限に達すると下限リミットスイッチが作動し、リフトの下降は停止します。

足踏操作（オプション設定）

リフト上昇

上昇スイッチペダルを踏めばモーターが正転しリフトは上昇します。

スイッチペダルから足を離すとリフトの上昇は止まります。

リフトが上昇限に達すると上限リミットスイッチが作動しリフトの上昇は停止します。

リフト下降

下降スイッチペダルを踏めばモーターが逆転しリフトは下降します。

スイッチペダルから足を離すとリフトの下降は止まります。

リフトが下降限に達すると下限リミットスイッチが作動しリフトの下降は停止します。

3点押ボタン操作（オプション設定）

リフト上昇

押ボタンスイッチ上昇を押せばモーターが正転しリフトは上昇します。

リフトが上昇限に達すると上限リミットスイッチが作動しリフトの上昇は停止します。

停止ボタンを押すとリフトの上昇は止まります。

リフト下降

押ボタンスイッチ下降を押せばモーターが逆転しリフトは下降します。

リフトが下降限に達すると下限リミットスイッチが作動しリフトの下降は停止します。

押ボタンを押すとリフトの下降は止まります。

■お客様で操作回路を組まれる場合

- お客様で操作回路を組まれる場合は、ギヤモーターのブレーキ回路を必ず早切り回路にて組まれるようお願い致します。早切り回路でないと、上昇停止後のリフトの下降／リフト下降停止時のオーバーランになり、リフトがすぐに停止しないため重大な事故につながる可能性があります。
- またモーターの逆相にも注意してください。逆相の場合、上昇端／下降端のリミットスイッチが作動せずリフトが暴走し、リフトが破損する可能性があります。
- 上昇端／下降端のリミットスイッチは定格ストローク内で調整してください。定格ストローク以上の昇降はリフトが破損する可能性があります。
- 必ずショックリレー等の安全装置を回路上に組み込むようにしてください。

■リフトが動かない場合は？

- 弊社標準回路には逆相検知装置が組み込まれています。供給された一次側電源が逆相の場合はリフトが昇降しません。三相電源の3本線のうち2本を入れ替えてください。
- 万が一リフトの過量の荷物を積まれた場合、安全回路のショックリレーが働きリフトの昇降ができなくなります。ショックリレーが働いた場合、積載荷重を定格内にし、コンセントを一旦はずし再度コンセントを差し込んでください。一時側電源を一旦遮断することで、ショックリレーをリセットすることができます。

5 保守点検

リフトを良好な状態で維持するため、また不具合箇所の早期発見と安全確保のために保守点検は重要な項目です。

警告

点検修理でテーブルの下に入る必要のある場合には必ず荷物を下ろして、板木をリンクに差し込むなどのテーブルの落下対策を実施してください。挟まれて怪我をします。

定期的の下記の事項を点検してください。

1. 各部のグリスアップ

リフトを長持ちさせるために定期的な給脂をお願い致します。給脂サイクルは使用頻度により異なりますのでテーブル側面シールに記載の値を目安に行ってください。

2. ベアリング・ブッシュ類の磨耗や損傷の確認

目視にてベアリング・ブッシュの磨耗や損傷の確認をしてください。

異常な磨耗や損傷が見られた場合は、すぐに使用を中止し販売会社に連絡を取り修理の依頼をしてください。

3. ギヤモーターのブレーキライニング交換

モーターの起動停止が約100万回でブレーキライニングの交換が必要です。

ブレーキライニングが過度に磨耗すると、リフトが停止時にオーバーランをしやすくなるのと同時に停止位置を保持できなくなります。

ライニングの交換時機がきましたら、販売会社にご連絡いただき修正の依頼をしてください。

6 定期点検

1ヶ月点検

(1) リフト本体

点検項目	点検内容
軸受け部の給脂	<p>グリスニップルにより万能グリス(No.1 程度)を給脂する。</p> <p><給脂箇所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上部ローラーピン……………2ヶ所 ・下部ローラーピン……………2ヶ所 ・センターピン……………2ヶ所 ・上部固定ピン……………2ヶ所 ・下部固定ピン……………2ヶ所 ・ベアリングケース……………1ヶ所 ・ドライブシャフト……………2ヶ所 ・ドリブンシャフト……………2ヶ所 ・固定ピンA (ドリブンシャフト) ……2ヶ所 ・固定ピンB (モーターブラケット) ……2ヶ所 ・固定ピンC (ボールナット) ……2ヶ所 ・ボールナット……………1ヶ所 <p>※上記箇所についてはP 4「各部の名称」をご確認ください。</p>
作動状態	<p>無負荷状態で上昇・下降運転を行い、異常音・振動等を発生していないか点検する。</p>

6ヶ月点検

(1) リフト本体

点検箇所	点検内容
溶接部	溶接部に亀裂が入っていないか、塗装表面に亀裂が入っている場合は必ず塗装を剥がして点検する。
センターピン	センターピンのナットに緩みはないか点検する。
キープレート	ピンが軸受けと共廻りしていないか、取り付けボルトが緩んでいないか点検する。 <ul style="list-style-type: none">・ドライブシャフトとドリブンシャフトの接合部・固定ピンの上下・モーターブラケットとジンダーシャフトの接合部（計8ヶ所）
ボルト類	各種ボルトが緩んでいないか点検する。
ベアリング、ブッシュ	目視にて摩耗や損傷がないか点検する。

(2) 電気関係

点検箇所	点検内容
各センサー	各センサーの作動点検 上昇、下降の停止位置が正常であるか点検する。

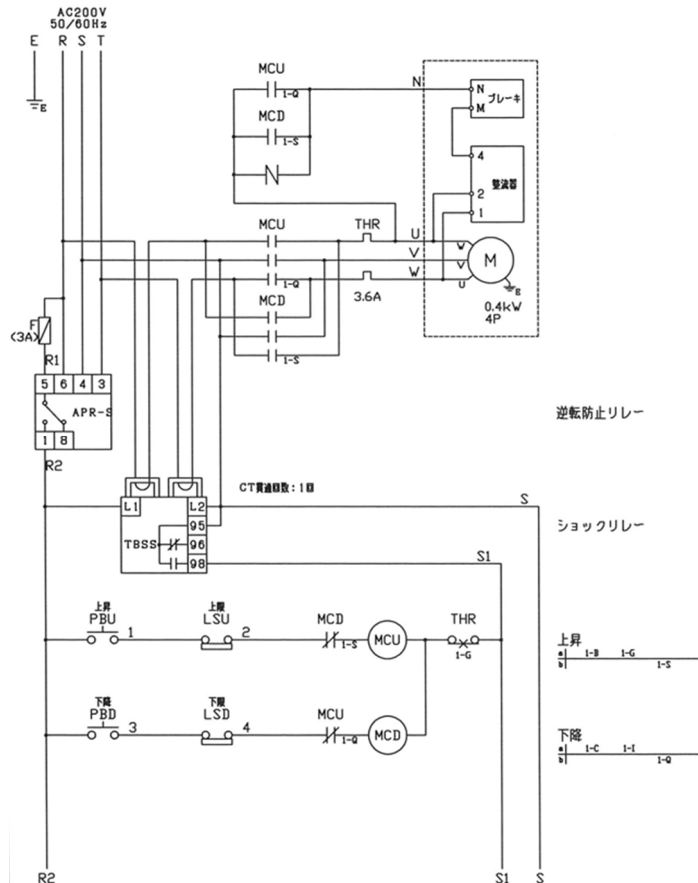
点検表（1ヶ月）				
管理番号	点検種類	点検実施年月日	点検実施者	確認者検印
	1ヶ月	年 月 日		
点検項目	点検内容	注意事項	処置	確認
リフト	軸受け部の給脂			
	作動状態 異常音・振動			

点検表（6ヶ月）				
管理番号	点検種類	点検実施年月日	点検実施者	確認者検印
	6ヶ月	年 月 日		
点検項目	点検内容	注意事項	処置	確認
リフト	溶接の亀裂			
	センターピン ナットの緩み			
	キープレート ボルトの緩み			
	各種取付ボルトの緩み			
	ベアリング、ブッシュ 類の摩耗			
電気関係	各センサーの作動点検			

7 故障と対策

故障	原因		対策
昇降しない	電気関係	一次側電源が逆相になっている	電源3本のうち2本の線を入れ替える
		モーターの単相運転	3相電源の確認
		電磁開閉器が入らない	<ul style="list-style-type: none"> 開閉器のコイル断線 操作スイッチの接触不良または配線の断線 サーマルリレーが作動している (サーマルリセット) ショックリレーが作動している (一次側電源を一旦遮断し、リセットする)
		電磁開閉器の接点不良	電磁開閉器の接点を調べ、あれている時は電磁開閉器を交換
		ヒューズ切れ	ヒューズを交換する
停止が流れる	ギヤモーター	早切り回路になっていない ブレーキライニングの摩耗	早切り回路にする ブレーキライニングの交換
上下限で停止しない	リミットスイッチ	リミットスイッチの故障 リミットスイッチの位置ずれ	リミットスイッチの交換 リミットスイッチの位置決め
停止後下がる	ギヤモーター	ブレーキライニングの摩耗	ブレーキライニングの交換
昇降時の異常音	リフト本体	ピンの各穴の潤滑油不足	グリスアップ
		ブッシュ、ピンの摩耗	ブッシュ、ピンの取り替え

電気回路図



8 諸元表

能力 k g	テーブル寸法mm					電源	モーター k w	上昇時間 (秒)		下降時間 (秒)		自重 k g	型式	
	ストローク	幅	長さ	最低高	最高高			50Hz	60Hz	50Hz	60Hz			
600	450	640	1000	185	635	三相 200V	0.4	15	13	14.5	12.5	260	XS060610-B	
	650		1200		835			28	23	27.5	22.5	275	XS060612-B	
	800		1500	210	1010			33	27	32.5	26.5	310	XS060615-B	
	1000		1800		1210			37	31	36.5	30.5	345	XS060618-B	
	450	800	1000	185	635			15	13	14.5	12.5	275	XS060810-B	
	650		1200		835			28	23	27.5	22.5	285	XS060812-B	
	800		1500	210	1010			33	27	32.5	26.5	325	XS060815-B	
	1000		1800		1210			37	31	36.5	30.5	365	XS060818-B	
	450	1000	1000	185	635			15	13	14.5	12.5	285	XS061010-B	
	650		1200		835			28	23	27.5	22.5	305	XS061012-B	
	800		1500	210	1010			33	27	32.5	26.5	340	XS061015-B	
	1000		1800		1210			37	31	36.5	30.5	385	XS061018-B	
	650	1200	1200	185	835			28	23	27.5	22.5	345	XS061212-B	
	800		1500		1010			33	27	32.5	26.5	355	XS061215-B	
	1000		1800	210	1210			37	31	36.5	30.5	395	XS061218-B	
	450		800	1000	230			680	三相 200V	0.75	17	14	16.5	13.5
650	1200	880		25		21	24.5	20.5			385	XS120812-B		
800	1500	1030		31		26	30.5	25.5			440	XS120815-B		
1000	1800	1230		36		30	35.5	29.5			485	XS120818-B		
450	1000	1000	680	18	15	17.5	14.5	370			XS121010-B			
650		1200	880	26	22	25.5	21.5	410			XS121012-B			
800		1500	1030	36	30	35.5	29.5	455			XS121015-B			
1000		1800	1230	36	30	35.5	29.5	510			XS121018-B			
650	1200	1200	880	26	22	25.5	21.5	420			XS121212-B			
800		1500	1030	36	30	35.5	29.5	475			XS121215-B			
1000		1800	1230	36	30	35.5	29.5	525			XS121218-B			
650		1000	1200	280	930	三相 200V	1.5	17			14	16.5	13.5	545
800	1500		1080		21			17			20.5	16.5	615	XS201015-B
1000	1800		1300		38			32			27.5	31.5	680	XS201018-B
650	1200		1200		930			17			14	16.5	13.5	565
800		1500	1080	21	17			16.5			20.5	640	XS201215-B	
1000		1800	300	1300	38			32	37.5	31.5	705	XS201218-B		

9 設置要領

設置上の注意

警告

- 傾斜地には設置しないでください。
- 本機を移動するにはテーブルを吊り上げての移動はしないでください。
※リフトの転倒や破損につながります。
※テーブルの片側が持ち上がり危険です。運搬の際は必ずベースから持ち上げてください。

注意

- ベースと床面の間には隙間がないように設置してください。
※隙間があるとベースが曲がります。
- 電源コードの長さは10m以内とし、公称断面積は2mm以上(2.2kw 迄)としてください。長すぎたり細すぎるコードを使用するとモーターが過熱したり、コードが過熱して危険です。

リフトの設置手順

1. リフトの梱包を解き、設置予定の場所に置きます。
2. 設置する床が水平であることを確認してください。
ベースと床の間に隙間がある場合には、隙間をスペーサーやコンクリートなどで埋めてください。
3. 電源コードを電源（漏電遮断器付）に接続してリフトの昇降を確認してください。
4. 必要に応じてアンカーボルトで本機を固定してください。

10 廃棄

本製品の廃棄については、鉄鋼材・非鉄材・樹脂材・作動油に分別し、産業廃棄物として処理願います。特に作動油の処理方法は、法令で義務付けられています。法令に従い適正に処理してください。ご不明の場合は、販売会社へ相談の上処理してください。

1 1 商品保証規定

保証規定

取扱説明書、本体注意シール等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内（納入後3ヶ月以内）に故障した場合は、弊社の責任において無償にて欠陥部品の手直し、修理、取り替え、交換部品の送付をさせていただきます。

ただし、二次的に発生する損失の保証および、次の場合に該当する故障は保証しかねます。

- (1) 使用上の誤り、保守点検、保管等の義務を怠ったために発生した故障および損傷。
- (2) 商品の作動機構に悪影響を及ぼす変更（改造）を加え、それが原因で発生した故障および損傷。
- (3) 消耗品が損傷し取り替えを要する場合。
- (4) 火災、地震、風水害、その他天災地変等、外部に要因がある故障および損傷。
- (5) 指定された純正部品を使用されなかった事に起因する場合。
- (6) 日本国外で使用される場合。
- (7) 保証請求手続きが不備の場合。（例：型式および機体番号の連絡がない場合 etc）
- (8) 設置に原因がある故障および損傷。

なお、本製品およびその付属品に使用されているゴム部品等のあらゆる自然消耗する部品ならびに、消耗品については保証の適用は除外させていただきます。

このリフトは屋外設置および耐水仕様になっておりませんので、錆・腐食・漏電等の水による故障は保証いたしておりません。

保証請求方法

上記規定に基づき、本製品の保証請求を行う場合は、お買い上げの販売会社までご連絡ください。販売会社において必要な手続きを実施いたします。

なお、保証の要否は勝手ながら弊社において判断させていただきますのでご了承ください。

12 アフターサービスについて

調子が悪いとき	まずこの取扱説明書をもう一度ご覧になってお調べください。
それでも調子が悪いとき	商品保証規定に従い修理させていただきますので、お買い上げいただいた販売会社へ修理を依頼してください。
保証期間内の修理について	保証期間は納入後3ヶ月以内です。商品保証規定の記載内容に基づいて修理させていただきます。
保証期間外の修理について	お買い上げいただいた販売会社へご相談ください。修理によって機能が維持できる場合は、お客様のご要望により有償修理いたします。
補修用性能部品の保有期間について	本製品の補修用性能部品の最低保有期間は製造打切り後10年間です。 (性能部品とはその製品の機能を維持するために必要な部品です)
アフターサービスについての詳細、その他ご不明な点は、お買い上げいただいた販売会社へお問合せください。	
打ち合わせいただく際には、次のことをお知らせください。 型式、機体番号、購入年月日、故障状況（できるだけ詳しく）	

上記事項を下表に記録しておくとお問い合わせの際に便利です。

型 式	
機 体 番 号	No.
購 入 年 月 日	年 月 日
購 入 会 社 名	社名： 担当者：
	住所： 電 話：
故 障 日 ・ 状 況	年 月 日 状 況：



販売会社、または施工業者の方への**お願い**
この取扱説明書は、必ずお客様にお渡ししてください。



<http://bishamon.co.jp> E-mail:sales@bishamon.co.jp

〒444-1394 本社 愛知県高浜市本郷町4丁目3番地21 tel.0566-53-1126 fax.0566-53-1844

〒146-0083 東京 東京都大田区千鳥2丁目2番12号 tel.03-3759-9722 fax.03-3759-9723

〒537-0002 大阪 大阪府大阪市東成区深江南2丁目3番22号 tel.06-6747-7617 fax.06-6747-7618

その他営業拠点 仙台・前橋・広島・福岡

OM-XS06,12,20 2205③1506-S